

# 告 示

## 埼玉県告示第四百二二号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定年月日	法人又は団体の 名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成三十年三月二十九日	公益社団法人日本 聴導犬推進協会	河野 滋	東京都港区虎ノ門一丁 目一番二十五号虎ノ門 一丁目ビル七〇一